（様式第１号）

社会福祉法人鳥栖市社会福祉協議会地域支え合い車両貸出事業 車両借用申込書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　社会福祉法人鳥栖市社会福祉協議会会長　様

団 体 名

代表者名

　貴会所有の車両を下記のとおり借用いたしたく申請します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 運転者 | 氏名 |  | 生年月日 |  |
| 住所 |  | 電話番号 |  |
| 利用希望期間 | 　　　年　　月　　日（　）　　時　　分から　　　年　　月　　日（　）　　時　　分まで |
| 利用目的 | 高齢者の買い物支援のため |
| 目的地 |  | 利用人員 | 　　　　人 |
| 当該車両が加入する保険以外の保険 | 鳥栖市市民活動保険　 □ | 自治会保険　　　 　□ | ボランティア活動保険　□ | ボランティア行事用保険　□ | 送迎サービス補償　　　□ |
| 運転免許証確認欄 ※ | 確認済□ | 受付担当 |  | 備考 |  |

※ 申込書の提出時に本会職員が運転者の運転免許証を確認します。申込時点で確認できない場合は貸し出しの際に確認します。

（遵守事項）

⑴　車両を利用目的以外に利用しないこと

⑵　車両を第三者へ転貸しないこと

⑶　道路交通法等関係諸法を遵守すること

⑷　申込書に記載した運転者以外の者は運転しないこと

⑸　車両の適切な保全に努めること

⑹　車両内外の清掃に努めること

⑺　利用者は返却時に運行記録簿（様式第２号）に必要事項を記入して提出すること

（利用者確認事項）

⑴　貸出時間等

車両の貸出時間は月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始（１２月２９日から１月３日まで）を除く）の午前９時から午後４時までとする。

車両の運行範囲は、原則鳥栖市内とする。ただし、その他特に会長が必要と認めた場合はこの限りではない。

⑵　利用料

車両の賃借料及び燃料代は無料とする。

⑶　損害賠償

車両の貸出期間中における事故等に係る本会の損害賠償は、当該車両が加入する保険の範囲内とし、保険対象外の一切の損害補償等については、利用者の責任において負担しなければならない。